

内職商法の二次被害にご用心!

相談事例

5年前にインターネットの副業サイトで見つけた業者から、パソコン入力内職を紹介すると言われて教材の契約をした。教材代の60万円は支払ったが、結局仕事は紹介がないまま終わっていた。

昨日、突然電話があり、3段階のカリキュラムのうち1段階は終了、2・3段階が残っている。このままでは契約が継続する。2段階は特別にキャンセル処理するので、3段階の終了のために新しく教材を購入するよう言われた。以前の契約書は捨ててしまったが、その事は書いてあるという。

内職商法の二次被害とは?

過去に内職商法の被害に遭われた人に「契約は終わっていない」などと過去の契約が継続しているかのように説明し、新たな契約をさせる手口です。一度被害に遭った顧客名簿情報が別の業者に渡るなどして、同じ人が何度も狙われる場合もあります。

被害を防ぐには?

以前の契約の支払が終わっていれば、消費者はそれ以上の契約責任を負う必要はありません。改めて手続きをとる必要もありません。業者の言葉に惑わされずに、きっぱり断りましょう。

対応に迷ったり、不審に思ったら、遠慮なく相談ください。



問い合わせ

佐賀市消費生活センター(アイ・スクエアビル4階 駅前中央1-8-32)

☎40-7087 (平日9時~16時) FAX40-2050

※面談による相談を希望する人は、事前にご予約ください。

労働

Q & A

Q 有期労働契約の反復更新後の雇止めは、自由ではありませんか。

A 有期契約が繰り返し更新されると、期間の定めのない契約と変わらなるとされたり、契約更新(雇用継続)に対する労働者の期待が合理的と判断される場合があります。

このような契約を会社が一方的に終了させるには、合理的な理由や、解雇予告など解雇に関する法的手続きが必要です。

こんな対応を!

「質問の場合、6カ月契約のパートとはいえ、採用時には長く勤めてほしいと言われ、特別な手続きもなく何度も契約は更新されており、雇用継続が当然に期待されています。」

れる契約になっていると思われまます。このことを踏まえて、会社に契約終了の理由を説明してもらい、納得できないものであれば、契約継続の意向を伝えて話し合ってみてください。

もし、契約終了に応じるのであれば、労働基準法所定の手続(30日前予告かもしくは30日分以上の賃金の支払に準じた手続きを取ってもらうよう求めましょう。

毎月第2・第4水曜日に無料労働相談を行っています。

問い合わせ

本庁 商業振興課 金融・労政係

☎40-7102 FAX26-6244

あなたの人権 わたしの人権 「豊かな高齢社会をめざして」

来る9月21日は、多年にわたり社会に尽くして来られた高齢者を敬愛し長寿を祝う「敬老の日」です。

長生きをするということは「幸せなこと」「喜ぶべきこと」です。還暦、古希、喜寿・・・と長寿を祝い高齢者を敬つことは、日本の良き伝統文化でもあります。

昔は大家族の中で、高齢者の方の知恵が自然に子や孫に受け継がれていました。しかし、時代が進むにつれ、核家族化・少子化でその良さも薄れ、私たちは大切な何かを失ってきたように思えます。

はたして今の社会は、高齢者の方が果たしてきた社会的役割の重要さや、加齢に伴う肉体的・精神的衰え、あるいは不安などを正しく理解・認識し、人生の先輩として認め、受け入れるような社会になっているでしょうか。

高齢者の方が豊かな経験や知識を生かしながら、社会の重要な一員として、生き生きと安心して暮らすことのできる社会づくりは、若い人にとってもプラスになるはずです。

子を持つ親世代は「子どもへのまなざし運動」など積極的に活動くださっている高齢者の方々への尊敬と感謝の念を持ち、異なる世代が交流を深めていくことが、高齢者の「生きがい・やりがい」に結びつき、豊かな人生、ひいては豊かな高齢社会に繋がると思っています。

(社会同和教育指導員・内田)

問い合わせ

本庁 人権・同和政策課
人権啓発係(ほほえみ館内)

☎40-7367 FAX34-4549